

第9回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成24年2月10日（金）
午前10時～
泉区役所 4D会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 第一次地区の進捗について
 - (2) 第二次地区の実施区域について
 - (3) 第二次地区のエリア界について
 - (4) 今後の検討スケジュールについて
 - (5) 次回検討委員会までの周知内容について
 - (6) 次回検討委員会について
- 4 閉会

第9回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

資料1 第一次地区の進捗状況について

資料2-1 泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシの配付について

資料2-2 チラシ（見本）

資料3 第二次地区の実施区域について

資料4 第二次地区のエリア界について

資料5 第二次地区の検討スケジュールについて

第一次地区の進捗状況について

1 概要

泉区和泉町第一次地区の新町界・新町名について、第8回検討委員会で決定した案について、平成24年1月の横浜市住居表示審議会に諮り、了承されました。

今後、横浜市会（議会）を経て、平成24年10月の実施を予定しています。

2 平成23年度横浜市住居表示審議会について

(1) 開催日時

平成24年1月13日（金）10時から11時まで

(2) 議事内容

「泉区和泉町第一次地区における住居表示の実施について」

3 実施までのスケジュールについて

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
法的手続	①案の公示 15 (水) 市報登載				横浜市会へ提案	横浜市会で議決		実施の告示 (市報登載)		住居表示実施
事務手続			②-1 居住調査開始 居住調査お知らせ					②-2 新住所通知・地元説明会 お知らせ	②-3 地元説明会	

① 案の公示について

(1) 案の変更請求について

【住居表示に関する法律 第5条の2第2項】

前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から30日を経過する日まで^{※1}に、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすること^{※2}ができる。

※1…変更請求期間は、平成24年2月16日（木）から平成24年3月16日（金）まで

※2…請求内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図面2枚以内を加えることができる。）を記載し、住所、生年月日を記入し、署名押印する。

(2) 案の変更請求が提出された場合

新町界・新町名案等の提案は、平成24年5月の横浜市会を予定していますが、変更の請求が提出された場合、公聴会を開き、お住まいの方の意見を聞いた後でなければ議決することができないため、議決は平成24年9月の横浜市会以降となります。（平成24年10月の実施は延期となります。）

【地域へのお知らせ等】

現在、和泉町第一次地区では、街区番号を決めるため、街区を形成する道路等の状況や家屋の建ち並びの調査（基礎調査）を行ってます。（横浜市の委託業者が地区内を調査しますが、各戸への立ち入りはしません。）

②-1 居住調査開始のお知らせについて

平成24年4月中旬頃から、家屋の形状や出入口線、お住まいの方、事業所等の調査（居住調査）を行います。横浜市の委託業者が各戸をお尋ねして調査を行うため、実施地区にお住まいの方及び事業所に、平成24年4月上旬に、居住調査に関するお知らせのチラシを全戸配付（ポスティング）します。

②-2 新住所通知・地元説明会お知らせについて

住居表示実施日の約1か月前（平成24年8月下旬から9月上旬頃）に、新住所を郵送にて通知します。

併せて、住居表示実施に伴う住所変更手続等についてご案内する「しおり」や住居番号表示板、新旧住所対照案内図などを全戸配付（ポスティング）します。

②-3 地元説明会について

実施の約3週間前（平成24年10月上旬頃）に、住所変更手続等に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「しおり」等と一緒に全戸配付する予定です。

泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシの配付について

和泉町住居表示に関して、「第一次地区の実施案」及び「今後の実施予定」についてお知らせするチラシを、和泉町にお住まいの方に全戸配付します。

1 チラシの概要

(1) 目的

和泉町にお住まいの方に、第一次地区の実施案や、今後の実施検討地区及び実施予定時期等についてお知らせするため。

(2) 内容（詳細は別添「チラシ見本」）

- ・ 第一次地区について（実施案、実施までの予定について）
- ・ 今後の実施予定について（実施検討地区、実施までの進め方について）
- ・ 広報について（ホームページの案内等）

(3) 配付対象

泉区和泉町にお住まいの方（事業所も含む） 約 21,000 世帯

(4) 配付時期

平成 24 年 2 月 15 日（水）～ 2 月 21 日（火）

※第一次地区の案の公示日に合わせて配付します。

(5) 配付方法

横浜市委託業者によるポスティング

(6) その他

質問やご意見については事務局が対応します。（地域に寄せられた場合は、検討委員会で報告をお願いします。）

泉区和泉町 住居表示の検討状況について

平成22年10月から検討を進めている泉区和泉町の「住居表示」について、第一次地区の実施の概要がまとまりましたので、お知らせします。

また、今後の実施予定や検討の進め方について、併せてお知らせします。

第一次地区について

1 第一次地区の実施（案）について
和泉町の南部に、「下和泉（しもいずみ）一丁目～五丁目」を町名とする5つの町を新設する予定です。

2 実施までの予定について
今後、横浜市会の議決を経て正式に決定します。実施は、平成24年10月頃を予定しています。

お住まいの方には、9月頃に新住所をお知らせします。また、住所等変更の手續の詳細について、「住居表示のしおり」をお配りするとともに、説明会を開催します。



【住居表示とは】

住居表示とは、住所が分かりにくくなっている市街化区域において、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物一つひとつに番号を付けること」により住所を分かりやすく改めることです。住居表示を実施する区域は、適切な面積の新しい町にします。

【住所の表示の仕方】 現在（地番） 泉区 和泉町 ○○○○番地 ○
実施後（住居表示） 泉区 ○○（○丁目） ○○番 ○○号

泉区和泉町地区は、お住まいの方のご要望を受け、平成22年10月に、新しい町の境界や町名などを検討するため、地域の代表者など18人の委員で構成される「泉区和泉町住居表示検討委員会」を設置しました。住所が混乱している市街化区域を中心に、6年間かけて住居表示を実施する予定です。

泉区和泉町実施検討地区図

今後の実施予定について

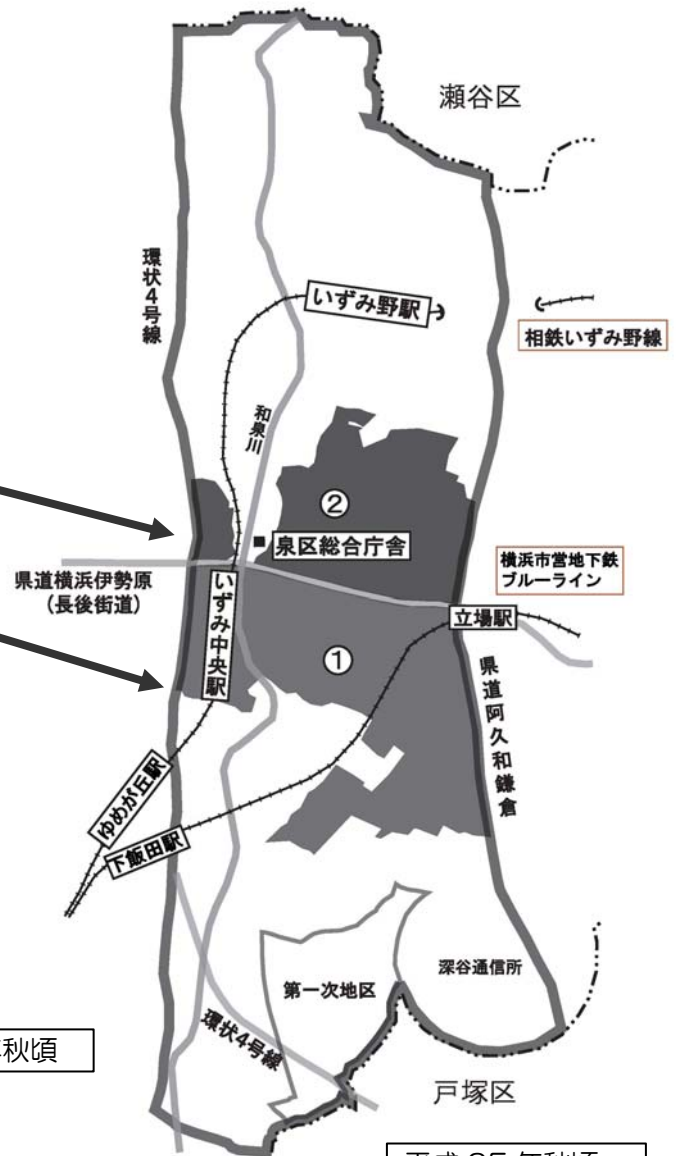
3 実施検討地区について

県道横浜伊勢原線（長後街道）の南北の市街化区域で、順次、検討・実施していきます。

※図で着色した部分以外にも市街化区域がありますが、住所の混乱が著しい地区を優先的に検討・実施することとしました。

② 第五次・六次地区（長後街道北部）
平成 28・29 年実施予定

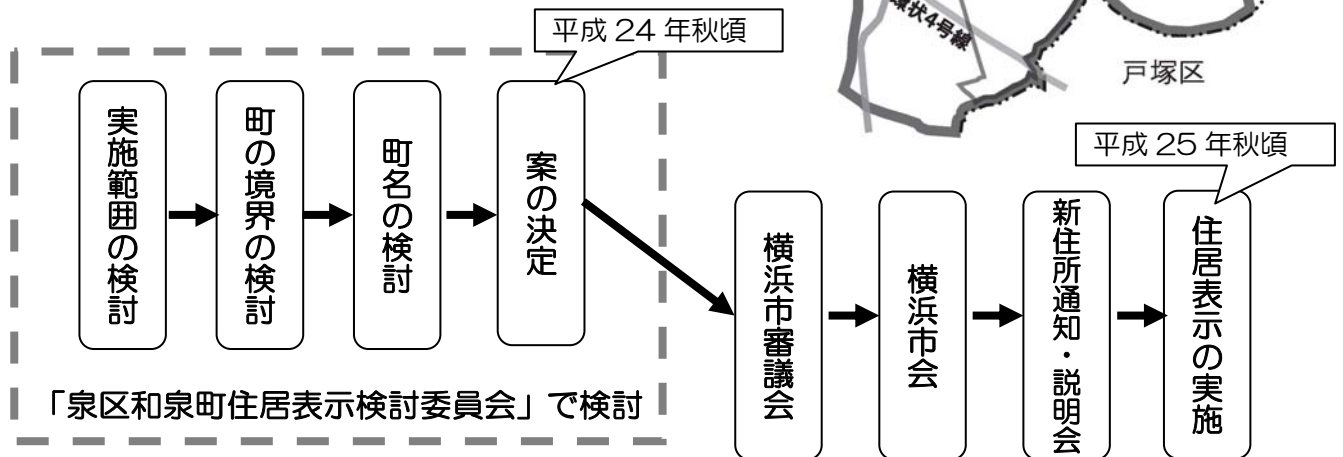
① 第二次～四次地区（長後街道南部）
平成 25～27 年実施予定



4 実施までの進め方

泉区和泉町住居表示検討委員会で、実施する範囲や、新しい町の境界、町名について検討します。

平成 25 年秋に実施する第二次地区の案は、平成 24 年秋頃にまとめます。



5 広報について

泉区和泉町住居表示検討委員会の検討内容は、横浜市ホームページに掲載します。また、重要な内容については、お住まいの方にチラシをお配りします。

※ご意見等は、事務局にお寄せください。

※横浜市ホームページは、こちらから

横浜市 住居表示

検索

【問合せ】（泉区和泉町住居表示検討委員会事務局）
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市市民局窓口サービス課 住居表示係
TEL 045 (671) 2310 FAX 045 (664) 5295
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

第二次地区の実施区域について

1 前回までの検討内容

○ 市街化調整区域の取り込みについて

・市街化調整区域A

町の境界を分かりやすくするため、周辺の境界に合わせ、水路とする。

・市街化調整区域C

市街化区域との境界では、公図上で境界が設定できないため、公図上で線が引ける道路を境界に設定する。

⇒実施区域に含める



・市街化調整区域B

「住所の混乱」の基準としている「同番地 30 軒以上」の地域が存在する。

そこで、次の内容について各地域でご検討いただきました。

- ・市街化調整区域Bを実施区域に含めるべきかどうかについて
- ・実施区域に含める場合、その理由について

2 各地域からのご意見について

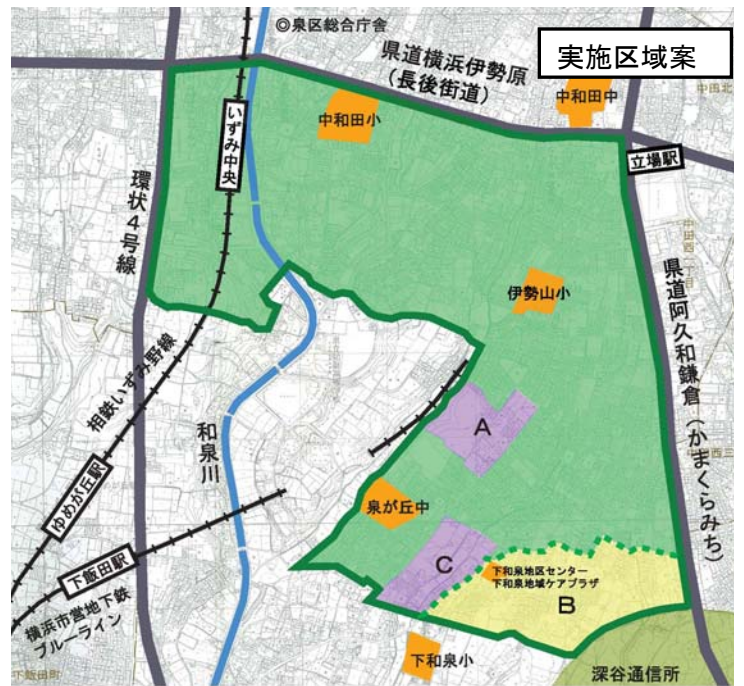
(2) 各地域の検討結果について

各地域の検討結果は次のとおりです。(市街化調整区域Bを含めないとする「案1」を選んだ地域はありませんでした。)

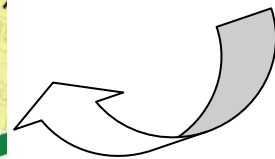
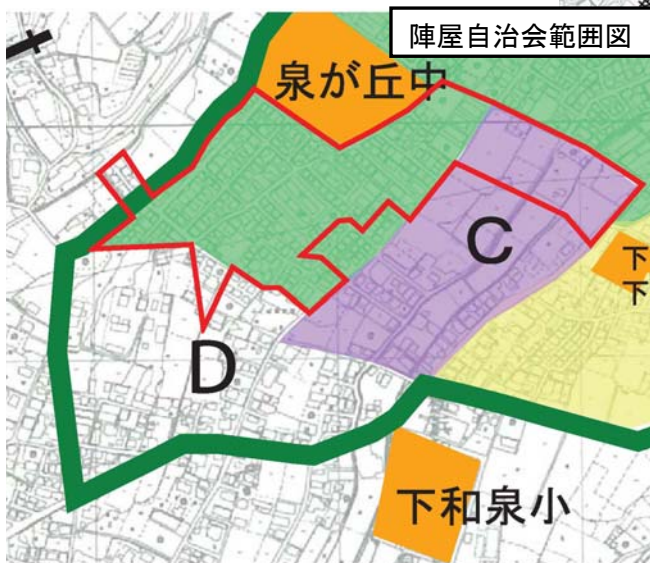
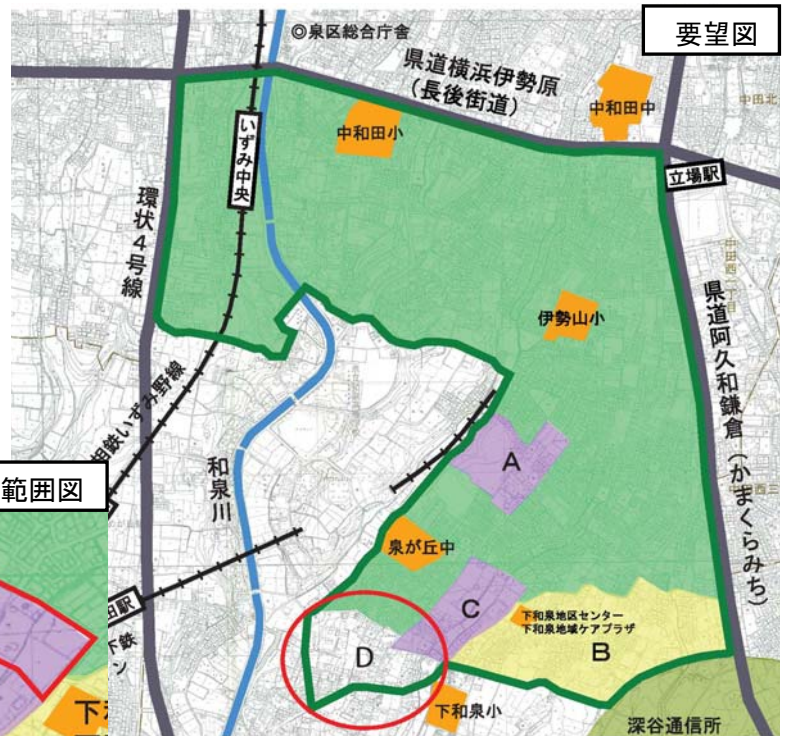
【各地域の検討結果まとめ】

和泉北部	案2 …いずれ実施区域となるならば、当初から取り込んでおくべき。
和泉中央	案2 …市街化調整区域だが、同番地により住所が混乱している地域があるため。
中田（下村町内会）	保留
下和泉	案2 …まとまった世帯数があり、同番地により住所が混乱している地域があるため。
富士見が丘	案2 …同番地により住所が混乱している地域があるため。実施区域に取り込むことで、第一次地区との連続性ができるため。

破線…市街化区域との境界（案1の境界）
 実線…案2の境界



(2) 新たな取り込み要望について
 事務局案で示した地域以外に、陣屋自治会より、「自治会の一部が実施区域とならないため」との理由から取り込みの要望がありました。（右図の赤線で囲んだ地域「市街化調整区域D」）



3 市街化調整区域の取り込み基準について

住居表示は、市街地(市街化区域)における住所の混乱を解消するための制度です。市街化の進んでいない地域では後の開発等により、かえって住所が分かりにくくなる恐れがあります。

また、市街化調整区域を取り込む場合は、基準を明確にしておく必要があります。第一次地区の検討で設けた取り込み基準は次のとおりです。

検討時点で、住所の混乱が認められること（同番地が 30 軒以上ある） 市街化区域と隣接していること

※取り込みの要望があった地域で、この基準を満たさなかった地域は実施区域としていません。

【市街化調整区域B及びDの分析結果】

	市街化調整区域B	市街化調整区域D
住所の混乱状況 (同番地)	全 370 軒のうち、1897 (27 軒)、 1966 (31 軒)、1991 (20 軒)	全 86 軒のうち、1297 及び 1350 (8 軒)
課 題	「同番地 30 軒以上」の地域があるが、「市街化区域と隣接している」と判断して良いか。	「同番地 30 軒以上」の地域がない。

第二次地区のエリア界について

1 各地域からのご意見について

各地域でご検討いただいた結果は次のとおりです。(エリアを2つに分けるエリア界案1を選んだ地域はありませんでした。また、中田連合(下村町内会)は保留です。)

エリア界案2 下和泉、陣屋自治会

	面積	町数	世帯数
ア	0.43 k m ²	3町	1,840世帯
イ	0.46 k m ²	3町	1,780世帯
ウ	0.51 k m ²	4町	2,070世帯
	①(0.67 k m ²)	(5町)	(2,440世帯)
	②(0.73 k m ²)	(5町)	(2,525世帯)
計	1.40 k m ²	10町	5,690世帯
	①(1.56 k m ²)	(11町)	(6,060世帯)
	②(1.62 k m ²)	(11町)	(6,145世帯)

※「ウ」と「計」について

①…市街化調整区域Bを含めた場合

②…市街化調整区域B・Dを含めた場合

エリア界案3 和泉北部、和泉中央、富士見が丘

	面積	町数	世帯数
ア	0.66 k m ²	4～5町	2,700世帯
イ	0.38 k m ²	3町	1,500世帯
ウ	0.36 k m ²	3町	1,490世帯
	①(0.52 k m ²)	(4町)	(1,860世帯)
	②(0.58 k m ²)	(4町)	(1,945世帯)
計	1.40 k m ²	10～11町	5,690世帯
	①(1.56 k m ²)	(11～12町)	(6,060世帯)
	②(1.62 k m ²)	(11～12町)	(6,145世帯)



第二次地区の検討スケジュールについて

※ 太枠内が、検討委員会で検討する内容となります。

年月日	内 容	参 考
平成24年2月	第9回検討委員会（本日） (実施区域、エリア界について)	エリア界・町界に関して、関係地区との現地調査
3月下旬	第10回検討委員会 ・ 第二次地区の決定 ・ 町界案について検討	
5月	第11回検討委員会 ・ 町界案の決定 ・ 町名案について	
7月		(町名アンケート実施)
8月		(アンケート集計)
9月	第12回検討委員会 ・ 町名案の決定 ・ 地元説明会について	
11月	地元説明会（新町界・新町名案について）	
12月	第13回検討委員会 ・ 地元説明会の報告 ・ 実施案の決定	第三次地区検討開始 ・ 町界案について
平成25年1月	住居表示審議会	
2月	案の公示 （横浜市報掲載）	
5月	横浜市会に議案の提出、議決	
8月	実施の告示 （横浜市報掲載）	
9月	新住所のお知らせ、地元説明会	
10月	第二次地区住居表示実施	